

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>障害児通所給付費等の支給に関する事務は、児童福祉法に基づき、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費を支給するものであり、申請書の受理、通所給付決定及び負担上限額の決定、通所給付決定の変更を行う。</p> <p>障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務は、児童福祉法に基づき、やむを得ない事由により介護給付費又は特例介護給付費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときに、障害福祉サービスを提供し、又は障害福祉サービスの提供を委託し、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収する。</p>
③システムの名称	(1) 障害福祉システム (2) 中間サーバ (3) 番号連携サーバ (4) 連携基盤システム(庁内連携システム) (5) 住民基本台帳ネットワークシステム (6) 伝送通信システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第1号から第6号まで及び第9号から第11号まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の8、11、16、56の2、108、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の10、11、12、16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2、12条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市 福祉局 障害福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

各区役所 暮らし応援室
住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

さいたま市 福祉局 障害福祉部 障害福祉課
住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
電話番号: 048-829-1305

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I 関連情報、5.評価実施機関における担当部署、①部署	障害福祉課	障害支援課	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
平成28年4月28日	I 関連情報、5.評価実施機関における担当部署、②所属長	障害福祉課長	障害支援課長	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
平成28年4月28日	I 関連情報、5.評価実施機関における担当部署、②所属長	保育課長 住谷 安夫	保育課長 齋藤 剛	事後	人事異動による変更のため、重要な変更には該当しない
平成28年4月28日	I 関連情報、8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ、連絡先	障害福祉課	障害支援課	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
平成28年4月28日	I 関連情報、1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	(7)統合宛名システム	削除	事後	取り扱う範囲の縮小のため、重要な変更には該当しない
平成29年4月25日	I 関連情報、5.評価実施機関における担当部署、②所属長	障害支援課長 吉野 博之	障害支援課長 石留 力	事後	人事異動による変更のため、重要な変更には該当しない
平成30年6月18日	I 関連情報、1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	—	(7)伝送通信ソフト	事後	取り扱う事務の一部で使用するため、重要な変更には該当しない
平成30年6月18日	I 関連情報、4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の16、56の2、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、30条、	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の8、11、16、56の2、108、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2	事後	法令改正による変更のため、重要な変更には該当しない
平成30年6月18日	I 関連情報、5.評価実施機関における担当部署、②所属長	障害支援課長 石留 力 保育課長 齋藤 剛	障害支援課長 保育課長	事後	様式改正によるため重要な変更には該当しない。
平成31年2月1日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載事項の変更の為、重要な変更には該当しない。
令和1年6月21日	II しきい値判断項目、3重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和2年6月30日	II しきい値判断項目、3重大事故	発生あり	発生なし	事後	評価実施機関における重大事故の発生から1年を経過したことに伴う変更
令和2年6月30日	III しきい値判定結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更に伴う修正
令和2年6月30日	I 関連情報、4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の10、11、12、13、16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、12条	(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の10、11、12、13、16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2、10条の3、12条	事後	法令改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和3年7月30日	I 関連情報、4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の8、11、16、56の2、108、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の8、11、16、56の2、108、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2	事後	法令改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和3年7月30日	I 関連情報、4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の8、11、16、56の2、108、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の8、11、16、56の2、108、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2	事後	法令改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和3年9月1日	I 関連情報、4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法令改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和3年8月27日	評価書名	障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供、保育施設における保育の実施等又は費用の徴収に関する事務	障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務	事後	評価書番号15に記載していた「保育施設における保育の実施等に関する事務」については、評価書番号11(保育施設及び放課後児童クラブに関する事務)に「保育施設に関する事務」としてまとめて記載した方が特定個人情報保護評価書として分かりやすいことから、評価書番号15の記載内容からは削除するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月27日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	さいたま市は、障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供、保育施設における保育の実施等又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	さいたま市は、障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書番号15に記載していた「保育施設における保育の実施等に関する事務」については、評価書番号11(保育施設及び放課後児童クラブに関する事務)に「保育施設に関する事務」としてまとめて記載した方が特定個人情報保護評価書として分かりやすいことから、評価書番号15の記載内容からは削除するもの
令和3年8月27日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、 ②事務の概要	障害児通所給付費等の支給に関する事務は、児童福祉法に基づき、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費を支給するものであり、申請書の受理、通所給付決定及び負担上限月額決定、通所給付決定の変更を行う。 障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務は、児童福祉法に基づき、やむを得ない事由により介護給付費又は特例介護給付費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときに、障害福祉サービスを提供し、又は障害福祉サービスの提供を委託し、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収する。 保育施設における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務は、就学前児童の保育施設等への申込受付から選考、内定、待機児童の管理や口座振替等による利用者負担額等の徴収や滞納管理、民間の保育施設については運営費に係る支弁報告を行っている。	障害児通所給付費等の支給に関する事務は、児童福祉法に基づき、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費を支給するものであり、申請書の受理、通所給付決定及び負担上限月額決定、通所給付決定の変更を行う。 障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務は、児童福祉法に基づき、やむを得ない事由により介護給付費又は特例介護給付費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときに、障害福祉サービスを提供し、又は障害福祉サービスの提供を委託し、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収する。	事後	評価書番号15に記載していた「保育施設における保育の実施等に関する事務」については、評価書番号11(保育施設及び放課後児童クラブに関する事務)に「保育施設に関する事務」としてまとめて記載した方が特定個人情報保護評価書として分かりやすいことから、評価書番号15の記載内容からは削除するもの
令和3年8月27日	I 関連情報、2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、 ③システムの名称	(1)障害福祉システム (2)保育料システム (3)中間サーバ (4)番号連携サーバ (5)連携基盤システム(庁内連携システム) (6)住民基本台帳ネットワークシステム (7)伝送通信システム	(1)障害福祉システム (2)中間サーバ (3)番号連携サーバ (4)連携基盤システム(庁内連携システム) (5)住民基本台帳ネットワークシステム (6)伝送通信システム	事後	評価書番号15に記載していた「保育施設における保育の実施等に関する事務」については、評価書番号11(保育施設及び放課後児童クラブに関する事務)に「保育施設に関する事務」としてまとめて記載した方が特定個人情報保護評価書として分かりやすいことから、評価書番号15の記載内容からは削除するもの
令和3年8月27日	I 関連情報、3. 個人番号の利用、法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の8の項、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条、68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第1号から第6号まで及び第9号から第11号まで	事後	評価書番号15に記載していた「保育施設における保育の実施等に関する事務」については、評価書番号11(保育施設及び放課後児童クラブに関する事務)に「保育施設に関する事務」としてまとめて記載した方が特定個人情報保護評価書として分かりやすいことから、評価書番号15の記載内容からは削除するもの
令和3年8月27日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)別表第二の8、11、16、56の2、108、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠)別表第二の10、11、12、13、16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2、10条の3、12条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)別表第二の8、11、16、56の2、108、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、30条、55条、59条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠)別表第二の10、11、12、16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、10条、10条の2、12条	事後	評価書番号15に記載していた「保育施設における保育の実施等に関する事務」については、評価書番号11(保育施設及び放課後児童クラブに関する事務)に「保育施設に関する事務」としてまとめて記載した方が特定個人情報保護評価書として分かりやすいことから、評価書番号15の記載内容からは削除するもの
令和3年8月27日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、①部署	さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害支援課 さいたま市 子ども未来局 幼児未来部 保育課	さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害支援課	事後	評価書番号15に記載していた「保育施設における保育の実施等に関する事務」については、評価書番号11(保育施設及び放課後児童クラブに関する事務)に「保育施設に関する事務」としてまとめて記載した方が特定個人情報保護評価書として分かりやすいことから、評価書番号15の記載内容からは削除するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月27日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職名	障害支援課長 保育課長	障害支援課長	事後	評価書番号15に記載していた「保育施設における保育の実施等に関する事務」については、評価書番号11(保育施設及び放課後児童クラブに関する事務)に「保育施設に関する事務」としてまとめて記載した方が特定個人情報保護評価書として分かりやすいことから、評価書番号15の記載内容からは削除するもの
令和5年8月10日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、①部署	さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害支援課	さいたま市 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和5年8月10日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職名	障害支援課長	障害福祉課長	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和5年8月10日	I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ、連絡先	さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害支援課	さいたま市 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない